

# 第 I 章

## 總論

## 《はじめに》

性に関する指導（性教育）については、教師・保護者などの性に対する意識や価値観が多様であることを踏まえる必要がある。

学校において性に関する指導を行うに当たっては、まず、人としての性をどのように捉え、「学校が行う性に関する指導」とはどのような教育活動であるのか、なぜ学校にそれが求められるかなどについて、全ての教師の共通理解を深めるとともに、保護者にも十分説明して理解を得られるよう努めることが大切である。

# 1

## 学校における性に関する指導の意義と基本的な考え方

### (1) 学校における性に関する指導の意義

学校教育は、子どもの人格の完成、豊かな人間形成を目的として、「生命尊重」、「人格の尊重」、「人権尊重」など民主主義の基本的な理念である人間尊重の精神に基づいて行われるものである。

このため、性に関する指導も人としての「性」を人格の基本的な部分として捉え、「生理学的側面」、「心理学的側面」、「社会的側面」などから総合的に捉えることが重要である。また、子ども一人一人が科学的な知識や生命の大切さを理解し、人間尊重、男女平等の精神に立った正しい異性観をもち、望ましい行動をとれるようにすることによって、人格の完成、豊かな人間形成に資することを目的として行われることが大切である。

しかし、現在においても、なお固定的な性役割観やそれに伴う性差別が残存している一方、国民の性に関する意識や価値観が多様化し、子どもたちの家庭環境や取り巻く社会環境も大きく変化している。そうした中で、子どもたちの心身の発達、性的成熟と社会的成熟のギャップが生じるなどアンバランスな面も見られる。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶、インターネットに起因する性情報の氾濫や性的トラブルなど、性に関する問題も深刻化している。

このため、国においても、男女共同参画社会の形成を目指し、学校教育活動全体を通じた「人権尊重」、「男女平等」、「相互協力・理解」についての指導の充実を目指している。

したがって、学校教育においては、以下のようにねらいを明確にした「性に関する指導」を行われなければならない。

#### 〈学校における「性に関する指導」のねらい〉

学校は全ての子どもに

**「人間尊重」「男女平等」の精神の涵養**

を図り

**「人間の性に関する」基礎的・基本的事項や「生命の大切さ」の理解**

を通して

**「人格の完成」「豊かな人間形成」**

を目指す

また、同性や異性との人間関係や現在及び将来の生活において直面する性に関する諸問題に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう指導を充実していく必要がある。

## 《子ども的人格形成と性教育》

性に関する指導は、以下の点から、子ども的人格形成に極めて重要な意義をもつと考えられる。

- 人間は、自分の一生をどう生きるかについて考えたり、日常の生活場面で様々なことを感じ、考え、判断し、行動し、他の人と様々な人間関係を築いたりしながら生きていくこと。
- 自分が男であるか女であるかという事実や、性をどう受け止め、認識しているかによって、判断や行動に差異や特徴が生じること。
- 人間の性は、男女の生き方や在り方に深く関わっており、人格から切り離すことはできないこと。

## (2) 学校における性に関する指導の必要性

学校における性に関する指導のねらいの基盤となる「人間尊重」、「男女平等」の精神は、

- ・日本国憲法「基本的人権の尊重」
- ・教育基本法「人格の完成」
- ・ユネスコ憲章「人間の尊厳」とその精神の根本において共通するものである。

さらに、人間の男女の生き方、生命の大切さ、さらには、エイズに対する偏見・差別の払拭などの観点からも、学校における性に関する指導は一層重要となっている。

### 〈子どもの健康に関する現代的課題〉

- ・薬物乱用
- ・性の逸脱行動
- ・肥満や生活習慣病の徴候
- ・いじめや不登校 など

これらの課題の多くは、「心の健康の問題」と深く関わっている。その背景や要因として、家庭・地域の教育力の低下、子どもを取り巻く社会環境の変化などが複雑に絡んでいる。

このため、子どもの「性に関する課題」に「心身の健康の保持増進」という側面から適切に対応する必要がある。そこで、学校としては、「性に関する発達上の課題や性の意識」、「性行動」、「性情報」などの実態を踏まえて指導を進めていくことが必要である。

## 1 子ども健康問題と性

子どもは、成長の過程で自己の性を認識し、同性、異性との様々な人間関係を築いていく。そのためには、子どもの性に対する認識を確かにし、異性に対する理解を深めることができるようにしなければならない。

子どもの様々な健康問題や心の問題において、性の問題が広く関わっていることを学校として深く理解することが必要である。

### 〈性に対する認識の問題が及ぼす子どもの健康問題とその影響〉(例)

- ・子どもの成育環境の急激な変化 → 「身体的・生理的な発達」に「精神的な発達」が伴わない
- ・子どもの様々な性の逸脱行動 → 望まない妊娠、人工妊娠中絶、性感染症の増加
- ・過度の「やせ願望」 → 過剰な減量による摂食障害
- ・性的ないじめ、性に関わる悩み → 不登校

## 2 性に関する問題行動

性に関する問題行動とは、社会環境や自分自身の心理的な世界に対する適応上の問題から起こる行動であり、一般的な社会常識やモラル、社会的な行動規範から逸脱した行動や、法律に違反したり、他人に害を及ぼしたりする反社会的な性行動まで様々である。また、性的な問題行動ではなくても、性的な問題が原因である場合も見られる。

## 3 性に関する情報環境

現代社会では、急速な情報技術の進化に伴う情報の氾濫から、性情報についても無秩序に流布されている。そのため、発達の段階にかかわらず性情報の氾濫する環境の中で生活し、その良し悪しの判断もできないまま自己を見失い、困惑している子どもも少なくない。

このことを踏まえ、情報化社会における性情報の意義や価値について考えさせ、性情報を適切に取捨選択し、自己の成長発達に役立てる能力を身に付けさせるよう、子どもの発達の段階に即して指導することが大切である。

## 4 エイズに関する指導

エイズは、我が国においても昭和60年(1985年)に初めて患者が確認されて以来、患者・感染者が年々増加している。厚生労働省の発表によると、エイズ患者及びエイズの病原体であるヒト免疫不全ウイルス(HIV)感染者の累計報告数が平成16年(2004年)には約9,800人、平成26年(2014年)には約24,600人と、年々増加している。

- ・その主たる感染経路は、最近では性的接触によるものである。
- ・HIV感染者は20～30歳代に集中しており、低年齢化の傾向がある。
- ・札幌市の新規エイズ患者及びHIV感染者数は、平成6年(1994年)に3人、平成16年(2004年)に11人、平成26年(2014年)に19人と増加している。

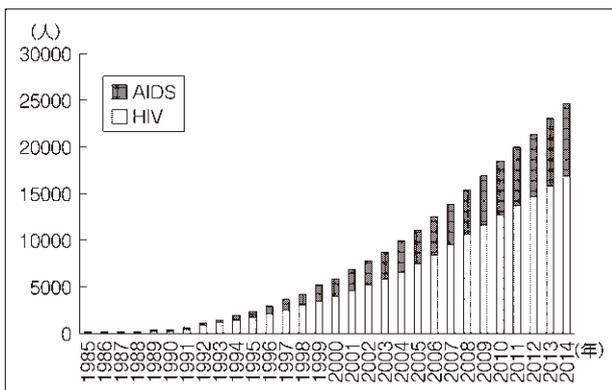
また、エイズに対する知識不足や誤解から、患者・感染者に対する偏見や差別が生じている。

このことから、学校においては、子どもの発達の段階に応じて、エイズについての正しい知識を身に付けさせ、その予防方法を理解させるとともに、エイズによる偏見・差別の払拭に向けた指導に努めなければならない。

エイズの主たる感染経路が性的接触によるものであることから、子どもに人間の性行動に対する賢明な意志決定や行動選択の能力を育てる必要がある。

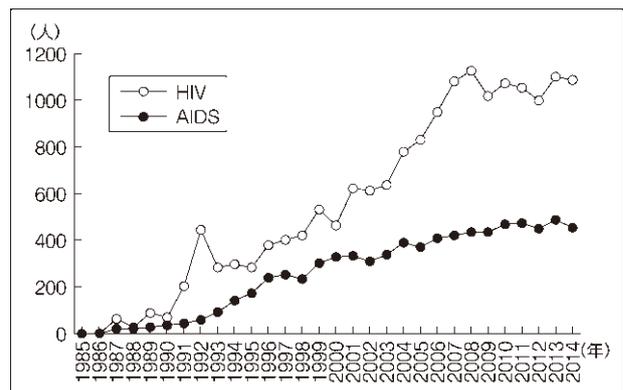
### ◆ 2014年までの累計報告数

(厚生労働省エイズ動向委員会 2014)

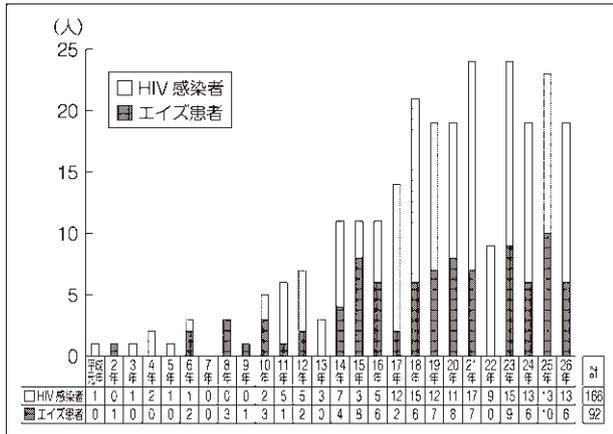


### ◆ 新規 HIV 感染者及び AIDS 患者報告数の年次推移

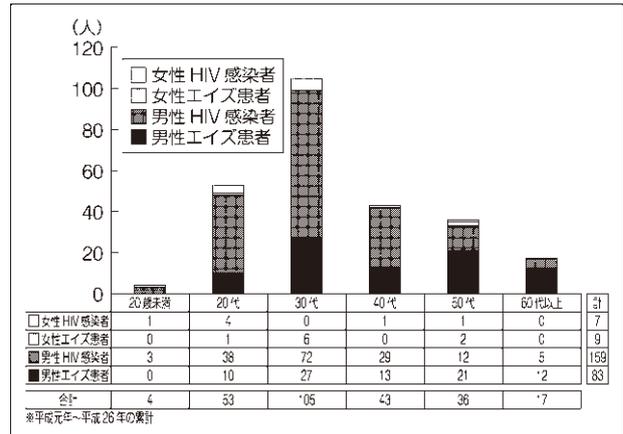
(厚生労働省エイズ動向委員会 2014)



感染者・患者別年次推移 (札幌市)



性別年齢階級別累計 (札幌市)



### (3) 学校における性に関する指導の歴史と基本的な考え方

明治時代以降の我が国における性に関する指導（性教育）の歴史を振り返り、各通知や書物、内容や使用した言葉などをまとめると以下のようになり、いくつかの節目があった。

#### 【昭和20年代】

学校教育では、昭和24年に新制中学校、新制高等学校の保健の内容に、また、同年に発表した「中等学校保健計画実施要項（試案）」の内容「成熟期への到達」を取り入れ、適切な機会を捉えて、「性教育」を行うよう示されていた。

#### 【昭和30年代～50年代】

昭和30年代の後半になると、問題行動の低年齢化、集団化が顕著となり、万引きや睡眠薬遊びなどとともに、性の問題行動の防止が生徒指導の重要な課題となった。これらのことから、学校においても性に関する指導の考え方として、「純潔教育」が重視された。

また、昭和30年代には、欧米において自然科学、人文科学、社会科学などの様々な学問分野において、人間の性に関する研究が活発になり、いわゆる性科学が発達したことから、人間の「性」を※「セクシュアリティ（sexuality）」という幅広い概念で捉えられるようになった。

我が国においても、昭和40年代の後半から「性教育」という言葉が一般的に用いられるようになったが、セクシュアリティという概念が浸透せず、人によってはその解釈が異なり、男女の身体的、生理的な事項や、それらに関する事項についての教育や性の問題行動の防止を目的とした狭い概念で性教育を捉えている者が少なくなかった。

#### 【昭和60年代以降】

文部省は、昭和61年3月「生徒指導における性に関する指導 一中学校・高等学校編一」を作成し、『学校は全ての生徒に対して人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、人間尊重、男女平等の精神に基づき、男女の人間関係や現在及び将来の生活における性に関わる諸問題に対して、適切な意志決定や行動の選択ができるよう性に関する指導を充実することが必要である。』と示した。

さらに、文部省は、この考え方をもとに、平成11年8月に「学校における性教育の考え方・進め方」を発行し、各学校における性教育の一層の充実を図ることを目指した。

## ※「セクシュアリティ」

1964年にSIECUS（アメリカ性情報・教育評議会）を創設した際に、カーケンダールやカルデロンが提唱したもの。カーケンダールは、「セックスとは身体部分のそれに関わる行動の総称として考えてきたが、セクシュアリティとは、人格と人格の触れ合いの全てを包含するような幅の広い概念で、人間の身体の一部として性器や性行動のほか、他人との人間的なつながりや愛情、友情、融和感、思いやり、包容力など、およそ人間関係における社会的、心理的側面やその背景にある成育環境などもすべて含まれる」と述べている。

また、カルデロンは、「セックスとは両脚の間（性器）にあるものだが、セクシュアリティとは両耳の間（脳）にあるものだ」と説明している。

（「性教育 新・指導要項解説書」（日本性教育協会 1998年9月）より）

### ◇参考（通知等）

年 月	通知・書物等	内 容	使用した言葉
昭和22年 1月	文部省社会教育局長通達	純潔教育の実施について	純潔教育
昭和22年	文部省「学校体育指導要綱」作成	高等学校の「衛生」に性に関する内容を取り入れた	性教育
昭和24年	純潔教育委員会	純潔教育基本要項	純潔教育
昭和24年	中等学校保健計画実施要項（試案）	「成熟期への到達」我が国で初めて教科に位置付く	性教育
昭和26年	小学校保健計画実施要項（試案）	心身の成長・発達・清潔・精神衛生で示された	性教育
昭和30年	純潔教育委員会	純潔教育の進め方（試案）	純潔教育
昭和33年	学習指導要領	性に関する指導は、各教科等の領域での指導と生徒指導での分散型方式を示す	性教育
昭和45年	学習指導要領の改訂	「性教育」という用語がなくなった（中学・高等学校）	—
昭和47年	文部省社会教育局長通達	「純潔教育」という呼び名を「性に関する指導」に変えた	性に関する指導
昭和61年 3月	文部省	「生徒指導における性に関する指導 —中学校・高等学校編—」を作成	性に関する指導
平成11年 8月	文部省	「学校における性教育の考え方・進め方」を発行	性教育

# 2

## 学校における性に関する指導

### (1) 性に関する指導の基本目標

#### 自己の性に対する認識を確かにする

人間は他の動物と違って、ただ生命を維持し種族を残すというだけでなく、人間としての生活を営み、幸福に生きようとする。この場合、人間は男か女かという事実（生物学的「性」）や男になることや女になることなど（心理的、社会的、文化的「性」）をどう理解し認識しているかによって生き方に差異が生じる。このことから、人間の生物学的「性」や心理的、社会的、文化的「性」について理解を深めさせ、自己の性に対する認識を確かにする必要がある。

#### 人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな人間関係を築くことができるようにする

人間はその生涯を通じて、同性、異性が様々な人間関係を結びながら生活していくが、その際、人間として平等の立場で、お互いに理解し人格を尊重し合いながら協力していくことが必要である。したがって、低学年の段階から発達段階に応じて、人間尊重、男女平等の精神の徹底を図り、子どもが豊かな人間関係を築くことができるようにする必要がある。

#### 家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する能力や資質を育てる

人間は性に関する様々な思想や文化、風俗、習慣、法律、制度などの中で、家族の一員として、あるいは職場や地域における様々な社会集団の一員として生きている。そのため、子どもが現在及び将来の生活において、これらの場で直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する資質や能力を育てる必要がある。

特に最近では、以下のような性に関する様々な要素が大きな社会問題等として取り上げられるようになっており、これらへの対処や解決が望まれている。

- 家庭や家族の在り方      ○性情報の氾濫      ○古い時代の固定的な性役割観や性差別
- セクシャル・ハラスメント      ○性の逸脱行動      ○性被害の増加
- エイズや性感染症のまん延      ○\*性同一性障害      など

#### ※「性同一性障害」

我が国では、平成 15 年 7 月 16 日、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、「性同一性障害」を以下のように定義している（同法第 2 条）。

この法律において「性同一性障害」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有するものであって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

札幌市教育委員会では文部科学省通知等を踏まえ、性同一性障害について以下のような対応を行っている。

- 「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）」（平成 22 年 5 月 7 日）  
性同一性障害に係る児童生徒について、その心情等に十分配慮した対応を学校に求めている。
- 「学校における性同一性障害に係る対応に関する調査」（平成 26 年 2 月 19 日）  
学校における性同一性障害に係る対応の状況についての様々な配慮の実例を調査。
- 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（通知）」（平成 27 年 6 月 8 日）

文部科学省においてまとめられた、性同一性障害に係る子どもに対するきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を各園・学校において、その内容を全教職員に周知し、必要に応じて医療機関等と連携することやスクールカウンセラー等を有効に活用するなど、適切な対応を求めている。

この文部科学省のまとめの中で、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る子どもだけでなく、性に関する各種の違和感をもつ、いわゆる「性的マイノリティ」とされる子ども全般に共通するものであることが明らかにされている。

## (2) 教育課程の位置付け

性に関する指導を行うに当たっては、各学校において、性に関する指導の位置付けとその必要性及び期待する教育効果について明確にし、学校として全体計画を作成した上で、さらに教員間の共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ておく必要がある。

各学校における性に関する指導の目標は、自校の教育目標に照らして設定され、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動などの学校の教育活動全体を通して行われることが望ましい。

したがって、性に関する指導を教育課程の中に組み入れ、全体計画を明確にするとともに、年間指導計画を作成して指導に当たる必要がある。

その際、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの目標と性に関する指導の目標との関連を吟味、検討の上、系統的に指導することが大切である。

教科等	理科、体育・保健体育		「生理的側面」の理解
	社会、生活、家庭、技術・家庭		「社会的側面」の理解
特別の教科 道徳	小学校	B「親切、思いやり」「友情、信頼」「相互理解、寛容」 C「公正、公平、社会正義」「家族愛、家庭生活の充実」 D「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」	など
	中学校	B「友情、信頼」「相互理解、寛容」 C「公正、公平、社会正義」 D「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」	など
総合的な学習の時間	子ども自らが発達に即した課題を設定し、主体的に課題の解決を図る学習活動		
特別活動	主に学級活動において行うが、クラブ活動、学校行事、児童生徒会活動、講演会での講話 など		
生徒指導	個別的な指導、補充指導、教育相談 など		

※道徳の内容項目の表記は、平成 27 年改訂学習指導要領に則っている。

### (3) 性に関する指導の内容

性に関する指導の内容は、その目標を実現するために必要な事項を、子どもの実態と教育上の必要性から、各発達段階に応じた学習内容とし、幼稚園・認定こども園から高等学校、特別支援学校・学級を含めたそれぞれの校種の指導内容も理解した上で構成することが必要である。

なお、性に関する指導の基本目標から指導する内容を大別すると、次のような3分野4項目に分けられる。

性に関する指導	自分自身に関すること	体の発育・発達に関する項目	・身体的発達
		心理的な発達に関する項目	・自己の確立 ・性認識 ・生命誕生
	人間尊重・男女平等の精神	男女の人間関係に関する項目	・人間関係の基礎 ・男女の人間関係
	社会的な内容	家庭や社会的な面に関する項目	・性役割 ・性情報 ・性被害、加害 ・エイズ、性感染症

### (4) 性に関する指導の実施上の留意点

保護者や教職員がもつ性に対する意識や性に関する指導についての理解及び認識は多様であり、教育の内容や方法も時代の変化や科学の進歩・発達によって変化する場合もある。このため、学校が性に関する指導を実施する上で、次のような事項について配慮する必要がある。

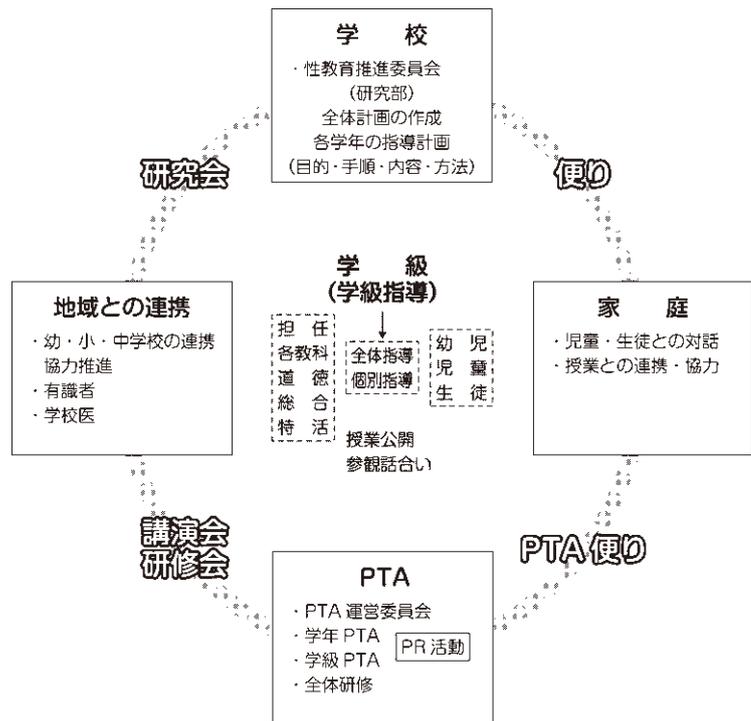
- ① 指導に当たっては、教職員と子ども及び保護者等との間の信頼関係が不可欠であるため、目標や内容・指導方法については、教職員の共通理解を図るだけでなく、保護者に対しても理解と協力を求める必要がある。
- ② 内容の選択やその取扱いに当たっては、教育的に価値のある内容であること、教職員、保護者、地域の人々の理解を得られる内容であること、子どもの発達の段階に即した内容であることが重要である。
- ③ 指導方法としては、集団指導と個別指導とを相互に補完することが必要であり、併せて、指導に当たっては、身体的・精神的な発達や性的成熟の差、性情報の質や量等の個人差を考慮して指導する必要がある。なお、男女の違いが差別意識につながっていくことのないように配慮する。
- ④ 用語については、教科書で扱われている言葉や名称を使用する。

## (5) 家庭、地域、関係機関との連携

学校で把握した子どもの性に関する状況、学校としての性に関する指導の目的や目標、指導に当たっての方針や内容などを家庭や保護者に伝え、理解と協力が得られるようにする。

また、家庭や保護者からの意見や要望なども積極的に受け入れるとともに、PTAの活動計画の中に、人間の性や性に関する指導の在り方などについての研修、各種の性情報や地域の性に関わる環境の問題への対応についての話し合いなどを取り入れることにより、相互の連携を強化することが重要である。

さらに、地域の自治組織や青少年健全育成等に関わる各種の関係機関・団体との連携を深めることも重要である。なお、本市や北海道警察等では、以下のような事業・活動等を行っており、学校、家庭、地域や関係機関が一体となって性に関する指導が展開されるように努力することが大切である。



- ◇本市保健福祉局「思春期ヘルスケア事業」
- ◇北海道警察本部生活安全部「非行防止教室」
- ◇札幌市健康づくり基本計画 健康さっぽろ 21 (第二次) の「思春期の心と体の健康づくり」
- ◇さっぽろっ子「健やかな身体」の育成プランにおける「性に関する指導の充実」
- ◇札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)の相談・助言
- ◇札幌市教育委員会「産婦人科医師及び助産師による講師派遣事業」 など

なお、学校外の団体等から協力を得て実施する際には、事前の打合せを十分に行い、学校として実施する目的や内容への希望を協力者に明確に伝えるとともに、実施上の留意点(学校側の役割や準備事項)などを、校内担当者が窓口になって事前確認し、必要な連絡を綿密に校内で行い、協力体制を整えておくことなどが不可欠である。

# 3

## 札幌市における「命を大切にする指導」

性に関する指導においては、人間尊重、男女平等の精神に立ち、「性」を人格の基本的な部分と捉えることが根幹となる。その点において、性に関する指導と命を大切にする指導とは、密接なつながりをもっているものと考えることができる。

札幌市においては、生徒が自ら命を絶つという痛ましい出来事が起こったことを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、子どもの命を大切にする指導の充実を図る取組を推進していくことが課題となっている。

各園・学校において、性に関する指導を通して、子どもが正しい異性観を身に付けることと併せて、命がかげがえのないものであることを学んでいくことが大切である。

### (1) 札幌市における「命を大切にする指導」の位置付け

平成26年3月に策定された「札幌市教育振興基本計画」では、「命を大切にする指導の充実」を重要施策として位置付けている。学校教育活動全体を通じた道徳教育で命の大切さを考えさせたり、子どもが自分を大切に思う自己肯定感を育んだりする学習を充実させることで、子どもが、命はかけがえのないものであることを理解し、自分や他者の生命を尊重する態度を養うことを目指している。

また、学校経営や教育課程の編成及び実施、生徒指導等に生かすために、特に重点となる施策や教育内容を示した「札幌市学校教育の重点」においても、「豊かな心の育成」の項の中で「命を大切にする指導の充実」を位置付けている。各学校に対して、自己を肯定的に受け止め、自分や他者のかけがえのない命を大切にする指導の徹底等について重視するよう示している。

### (2) 札幌市における「命を大切にする指導」の具体的な取組

#### 「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」の取組

夏季休業が終了した8月末から9月末にかけては、学校での生活に悩みを抱える子どもが不安定な精神状態となることが考えられることから、一人一人の子どもをきめ細かに見守る教育相談体制の構築が必要である。また、子どもが自己を肯定的に受け止め、自他のかけがえのない命を大切にしようとする心を育むためには、道徳教育をはじめ、子どもが助け合い、支え合う活動を推進するとともに、学校・家庭・地域社会が手を携え、子どもに命の大切さを伝えたり、子どもを見守ったりするなどの意識を高めることが必要である。そこで、札幌市教育委員会では、8月末から9月末までの1か月間を「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」と設定し、命を大切にする指導の充実を図っている。

#### 産婦人科医師及び助産師による講師派遣事業

学校において「命を大切にする指導」を充実させるためには、生命の誕生や性感染症、性衝動のコントロールの仕方などについて専門的な知識を有する方々と連携する必要がある。札幌市教育委員会では、札幌医師会産婦人科医会及び北海道助産師会と連携し、産婦人科医師や助産師を学校現場に派遣する事業を継続して行っている。学校・地域の実態等を踏まえ、人間尊重の精神に根ざした異性観や生命の尊重を基盤とした内容を、専門的な見地から指導していただくことで、児童生徒が性に関する正しい知識を身に付け、現在及び

将来の生活において直面する性に関する諸問題に対して、適切な意志決定や行動選択ができる力を育くんでいる。

## 思春期ヘルスケア事業

札幌市保健福祉局では、思春期の子どもたちが親性の涵養やこころの健康づくりを含む、生涯を通じた健康の保持増進とその実践力の育成を図るため、学校教育との連携のもと「思春期ヘルスケア事業」として、保健センターの専門職（医師・保健師）が小中学校や高等学校に出向き、授業の一環として生命誕生や性感染症等についての健康教育を行うとともに、継続的かつ系統的な保健教育に向け、保健センターと学校が思春期の子どもに関する課題を共有し、連携推進を図っている。

